

呉市と海上自衛隊呉地方隊との
包括連携に関する協定書

呉 市

海上自衛隊呉地方隊

呉市と海上自衛隊呉地方隊との包括連携に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と海上自衛隊呉地方隊（以下「乙」という。）とは、地域振興及び安全・安心の確保の実現に向けて、互いに連携・協力をすることに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、包括的な連携・協力の下、市民・地域との交流、観光の振興、災害時の支援などの取組を行うことにより、より一層の地域振興及び安全・安心の確保に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力をする。

- (1) 地域振興、観光振興に関すること。
 - (2) 文化振興に関すること。
 - (3) 子ども・青少年育成支援等に関すること。
 - (4) 防災に関すること。
 - (5) 就職援護に関すること。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、本協定の目的に沿うこと。
- 2 前項に規定する連携・協力事項の実施時期、実施方法等については、甲乙間で協議の上、決定する。
- 3 甲及び乙は、第1項の規定による連携・協力を円滑に実施するため、必要に応じて意見交換及び連絡調整を行うものとする。

（協定内容の変更等）

第3条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

（秘密情報の保護）

- 第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から得た秘密情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、漏えいし、又はこの協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令により秘密情報の開示を求められた場合は、事前に速やかに相手方にその旨を書面で通知を行うことを条件に、必要な範囲に限り当該情報を開示することができる。

（疑義解決の方法）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲及び乙のいずれからも、この協定を更新しない旨の申入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 甲乙間において、この協定のほか、地域防災計画に基づく協定及び取組並びにその他の個別協定又は覚書等（以下「個別協定等」という。）がある場合は、この協定の内容にかかわらず、個別協定等を優先する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各々1通を保有する。

令和6年7月22日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市

呉市長

新原芳明

乙 呉市幸町8番1号
海上自衛隊呉地方隊

呉地方総監

二川達也